

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 岡山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則	【規則】	自然環境課	目次
○ 災害救助法施行細則の一部を改正する規則		保健福祉課	
（以上県例規集登載）			
○ 令和元年度自衛官第七次募集（自衛官候補生）	【告示】	危機管理課	
○ 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退		障害福祉課	
○ 保安林の指定予定		治山課	
○ 〃		〃	
○ 道路の区域変更		道路整備課	
○ 道路の供用開始		〃	
○ 未利用県有地売却の実施	【公告】	財産活用課	
○ 洪水浸水想定区域の指定に係る指定の区域等の公表		河川課	
○ 令和元年度砂利採取業務主任者試験の合格者		〃	
			目次
○ 水島港港湾計画の変更			
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了			
【選挙管理委員会】			
○ 不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正			
（県例規集登載）			
○ 政治団体の名称等の公表			
○ 政治団体の代表者等の異動			
○ 政治団体の解散			
○ 資金管理団体の名称等の公表			
【公安委員会】			
○ 岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則			
（県例規集登載）			
			目次
選挙管理委員会			
港湾課			
建築指導課			
交通企画課			
			担当課（室）

◎岡山県規則第六十号

岡山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十一月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県立自然公園条例施行規則（昭和四十八年岡山県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「に規定する」を「の」に改め、「の各号」を削り、同条第四項中「に規定する規則」を「の規則」に改め、「の各号」を削り、同項ただし書中「第七号ロ」の下に「、第八号ロ」を加え、「及び第二十一条」を「、第二十一条及び第二十二条第三項第三号」に改め、同項第八号を次のように改める。

八 個人にあつては、次に掲げる書類

イ 住民票の写し

ロ 直前三年の各事業年度における確定申告書

第四条第四項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 第二条第三号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

第六条第二項中「に規定する」を「の」に、「第十一号」を「第十二号」に改める。

第八条第一項及び第二項中「の各号」を削り、同項第一号中「第八号」を「第八号イ」に改める。

第十五条中「に規定する規則」を「の規則」に改め、「の各号」を削り、同条第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 境界標（不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第七十七条第一項第九号に規定する境界標をいう。）を設置すること。

第十五条第十七号の次に次の八号を加える。

十七の二 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二条第四号に規定する無線設備を改築し、又は増築（新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが附帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。）するもの。

十七の三 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲（径の変更を除く。）で張り替えること（色彩の変更を伴わないものに限る。）。

十七の四 電柱に附帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。

十七の五 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。

十七の六 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等（以下この条において単に「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために必要な工作物を設置すること。

十七の七 岡山県希少野生動植物保護条例（平成十五年岡山県条例第六十四号）第三十条第一項に規定する保護増進事業（以下この条において単に「保護増進事業」という。）の実施のために必要な工作物を設置すること。

十七の八 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが三メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。

十七の九 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する特定外来生物（以下この条において単に「特定外来生物」という。）の防除の目的で、カメラを設置すること。

第十五条第二十三号の次に次の二号を加える。

二十三の二 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

二十三の三 保護増進事業の実施のために木竹を伐採すること。

第十五条第二十四号中「（平成十六年法律第七十八号）」を削り、同条第三十五号中「（平成四年法律第七十五号）」を削り、同条第三十六号中「（平成十五年岡山県条例第六十四号）」を削り、同条第五十五号中「し尿浄化槽」を「屎尿浄化槽」に改め、同条第六十三号の次に次の三号を加える。

六十三の二 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

六十三の三 保護増進事業の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

六十三の四 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

第十五条第七十六号の次に次の二号を加える。

七十六の二 認定保護増殖事業等の実施のために条例第十九条第三項第十一号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。

七十六の三 保護推進事業の実施のために条例第十九条第三項第十一号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。

第十五条第八十二号の次に次の二号を加える。

八十二の二 認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

八十二の三 保護推進事業の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第十五条第八十五号の次に次の一号を加える。

八十五の二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定により県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

第十五条第八十七号の次に次の一号を加える。

八十七の二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第十五条第九十号の次に次の三号を加える。

九十の二 認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。

九十の三 保護推進事業の実施のために動物を放つこと。

九十の四 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の二

第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

第十五条第九十一号の次に次の一号を加える。

九十一の二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。

第十五条第九十二号中「犬であつて」を「犬を放つ行為であつて」に改める。

第十八条中「に規定する規則」を「の規則」に改め、「の各号」を削り、同条第一号中「第十七号」を「第十七号の九」に、「第六十三号」を「第六十三号の四」に改め、同条第二十号中「付帯する」を「附帯する」に改める。

第二十条第二号へ中「前各号」を「イからホまで」に改める。

第二十一条第一号イを次のように改める。

イ 精神の機能の障害により生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第二十二条第一項中「第二十七条第四項の規定による」を「第二十七条第二項の」に、「同項の規定による」を「同条第三項の」に改め、同条第二項中「に規定する」を「の」に改め、同条第三項中「に規定する」を「の」に改め、「次の各号」を削り、同項に次の一号を加える。

三 県及び公共団体以外の者が条例第二十七条第三項の認定を受ける場合は、前条第一号イ及びロの規定に該当しないことを説明した書類

様式第三十七号中「~~第27条第4項~~」を「~~第27条第2項~~」に改める。

様式第三十八号中「~~第27条第4項~~」を「~~第27条第3項~~」に改める。

様式第四十号及び様式第四十一号中「~~第27条第7項~~」を「~~第27条第6項~~」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条第一号イの改正規定及び第二十二条第三項に一号を加える改正規定は、令和元年十二月十四日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県立自然公園条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第六十一号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十一月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年岡山県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「別表第一のとおり」を「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成二十五年内閣府告示第二百二十八号）の定めるところによる。ただし、同告示によつては救助の適切な実施が困難な場合には、令第三条第二項の規定により内閣総理大臣に協議し、別に定めるもの」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和元年 11月29日 岡山県公報 第12148号

◎岡山県告示第五百十三号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の令和元年度募集の要領は、次のとおりである。

令和元年十一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 採用自衛官の区分

自衛官候補生

二 応募資格

採用予定月の一日現在で、十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者（三十二歳の者にあつては、同日から起算して三月を経過した日の属する月の翌月の末日現在で三十三歳に達していない者に限る。）で、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

三 受付期間

令和元年十二月六日から令和二年一月三十日まで

四 採用試験種目

1 筆記試験

2 口述試験

3 適性検査

4 身体検査

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

令和二年二月八日

七 試験場

1 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

2 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

八 採用予定時期

令和二年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部 ○八六一二二六―〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所 ○八六八―二二―五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所 ○八六一四二二―七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所 ○八六六―二二―二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所 ○八六一二二四―二八二四

ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/okayama/>

◎岡山県告示第五百十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を令和元年十一月十九日次のとおり指定した。
令和元年十一月二十九日

指定した医師

指定医師名

診療科目

医療機関の名称

所在地

山本典良

肢体不自由、心臓・呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸

国立療育所長島愛生園

瀬戸内市邑久町虫明六五三九

岡山県知事 伊原 木 隆 太

◎岡山県告示第五百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和元年十一月二十九日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

加賀郡吉備中央町宮地字西山三三二七の六、三三二七の八、三三二七の九、三三三〇の一、三三三〇の三、三三三一の一、三三三二の一、三三三二の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び吉備中央町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和元年十一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

真庭市清谷字鳥ノ奥三四六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和元年 11月29日 岡山県公報 第12148号

◎岡山県告示第五百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和元年十一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四二九号
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
久米郡美咲町西埴和字紺屋一五一五番一 地先から	久米郡美咲町西埴和字紺屋一五一五番一 二地先まで	新	九・六〃 一七三・〇	四三〇・〇
久米郡美咲町西埴和字紺屋一五一五番一 地先から	久米郡美咲町西埴和字小手畝一四七四番 二地先まで	旧	七・〇〃 五〇・〇	四三〇・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 落合建部線
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長
---	---	----	----	----

一 道路の種類 県道
二 路 線 名 六条院東里庄線
三 道路の区域

区	域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
浅口市鴨方町六条院西字田中一三〇一番 一地先から		新	三・四ゝ 五三・九	一八四一・二
浅口市鴨方町六条院西字堤之内二二九六 番二地先を経て				
浅口市鴨方町六条院西字池ノ平一七四一 番二地先を経て				
浅口郡里庄町大字新庄字金堂三八〇〇番 五地先まで				
浅口市鴨方町六条院西字田中一三〇一番				

	新	旧	別	(メートル)
久米郡美咲町西坪和字小手畝一四七四番 二地先から	二三・〇ゝ 一七三・〇	五・八ゝ 五〇・〇	新	四六五・〇
久米郡美咲町西坪和字坂一五四二番地先 まで				
久米郡美咲町西坪和字小手畝一四七四番 二地先から	四六五・〇	四六五・〇	旧	四六五・〇
久米郡美咲町西坪和字坂一五四二番地先 まで				

一 道路の種類 県道
二 路線 名 矢掛寄島線
三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
浅口市鴨方町六条院西字仁五田三四一二番一〇地先から 浅口市鴨方町六条院西字土居二二七七番一地先まで	新	九・六〇 三一・四	三六二・六
浅口市鴨方町六条院西字仁五田三四一二番一〇地先から 浅口市鴨方町六条院西字土居二二七七番	旧	五・六〇 九・三	三六二・六

一 地先から 浅口郡里庄町大字新庄字金堂三八〇〇番 五地先まで	二 浅口市鴨方町六条院西字池ノ平一七四一番二地先から 浅口郡里庄町大字新庄字金堂三八〇〇番 五地先まで	三 浅口市鴨方町六条院西字田中一三〇一番一地先から 浅口郡里庄町大字新庄字金堂三八〇〇番 五地先まで
三・四〇 一九・〇	一三・五〇 五三・九	一〇四四・九
一三四四・四	一三四四・四	一三四四・四

一 地 先 ま で

◎岡山県告示第五百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和元年十一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	四二九号	久米郡美咲町西埴和字紺屋一五一五番一地从先から 久米郡美咲町西埴和字小手畝一四七四番二地先まで	令和元年十一月二十九日
県道	落合建部線	久米郡美咲町西埴和字小手畝一四七四番二地先から 久米郡美咲町西埴和字坂一五四二番地先まで	

令和元年 1 1 月 2 9 日 岡山県公報 第 1 2 1 4 8 号

〔四六八〕次のとおり未利用県有地の売払いを実施する。

令和元年十一月二十九日

一 物件の概要

岡山県知事 伊原 木 隆 太

所 在	地目又は構造	面積（平方メートル）	予定価格（最低売払価格）	受付期限
土地 岡山市東区瀬戸町光明谷字前横田二三九番一、字寶堂二四一番三	宅地	九八一・一三	一九、七八五、〇〇〇円	令和二年七月三十一日（金）
建物 岡山市東区瀬戸町光明谷字前横田二三九番地一	鉄筋コンクリート造二階建	五二四・四二		
	コンクリートブロック造平家建	八・五一		
	鉄骨造平家建	八・五五		
土地 倉敷市児島稗田町字濁池三〇三二番九、三〇三三番二、三〇三三番三、字辻三	宅地	八七二・二七	五、七〇七、〇〇〇円	令和二年七月三十一日（金）

令和元年 1 1 月 2 9 日 岡山県公報 第 1 2 1 4 8 号

地		建物	土地	土地	○三四番、字 桜神三〇三八 番二					
高梁市奥万田		倉敷市児島稗 田町字辻三〇 三五番地一、 三〇三六番地 二、字桜神三 〇三九番地 二、字辻三〇 三四番地	高梁市奥万田 町三六七五番	津山市総社字 大根山五三一 番、五三一番 二						
	鉄筋コンクリ ート造二階建	鉄筋コンクリ ート造二階建	宅地	宅地、雑種地	家建	コンクリート ブロック造平 家建	コンクリート ブロック造平 家建	鉄筋コンクリ ート造二階建	鉄筋コンクリ ート造二階建	
	四四五・四三		一、二四三・九 三	二七七・〇四		七・七八	三七・五〇	二四八・〇四	二四八・〇四	
			一、八四〇、〇 〇〇円	三、〇二〇、〇 〇〇円						
			令和二年七月 三十一日(金)	令和二年七月 三十一日(金)						

令和元年 1 1 月 2 9 日 岡山県公報 第 1 2 1 4 8 号

土地 瀬戸内市邑久 町本庄字西ノ 谷二三八〇番 四、二三八〇	土地 真庭市蒜山中 福田字原ノ前 三三五番四、 三三九番四	土地 真庭市田羽根 字柳原五二九 番一二	土地 備前市東片上 字天神三八九 番二			
宅地	原野	原野	宅地	鉄骨造平家建	家建 コンクリート ブロック造平	家建 コンクリート ブロック造平
二六二・四六	一、八七三・九 〇	二、四九五・三 九	二九五・五九	六・二四	三・五〇	一九・八七
三、三七九、二 〇〇円	四、八三〇、〇 〇〇円	九、五七〇、〇 〇〇円	一、一四四、〇 〇〇円			
令和二年七月 三十一日(金)	令和二年七月 三十一日(金)	令和二年七月 三十一日(金)	令和二年七月 三十一日(金)			

番五	建物 瀬戸内市邑久 町本庄字西ノ 谷二三八〇番 地四			
	コンクリート ブロック造平 家建	七八・一八		
	軽量鉄骨造平 家建	六・六八		
	軽量鉄骨造平 家建	四・三〇		
土地 苫田郡鏡野町 塚谷字一本松 六一二番二〇	宅地	五七七・〇五	三、一二九、六 〇〇円	令和二年七月 三十一日(金)
土地 苫田郡鏡野町 塚谷字一本松 六一二番二三	宅地	四八八・二九	二、六二一、二 〇〇円	令和二年七月 三十一日(金)
土地 苫田郡鏡野町 塚谷字一本松 七四〇番一 五、七四〇番 一七	宅地、雑種地	五七九・〇〇	一、九二二、六 〇〇円	令和二年七月 三十一日(金)

二 申込みの資格

日本国内に住所、事務所又は事業所を有する個人又は法人であること。ただし、次

に掲げる者を除く。

- 1 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の三第一項に規定する者
- 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項に規定する者
- 3 知事が地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当すると認めた者であつて、その認めた時から三年を経過しないもの
- 4 申込者又はその役員が岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第一号に規定する暴力団又は同条第三号に規定する暴力団員等（以下「暴力団等」という。）である者
- 5 申込者又はその役員が暴力団等の統制下にある者
- 6 申込者又はその役員が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 申込者又はその役員が岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領別表一に掲げる措置事由に該当すると認められる者
- 8 その他知事が不相当と認める者

三 用途制限

売払い物件については、売買契約書に、次に掲げる用途に使用することを制限するとともに、これらの用途に使用するおそれのある第三者へ転売し、又は貸し付けることを禁止する旨の条件を付す。

- 1 岡山県暴力団排除条例第二条第四号に規定する暴力団事務所その他これに類する施設の用に供すること。
- 2 契約の締結の日から五年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供すること。

四 申込方法及び留意事項

- 1 県有財産買受申出書に必要事項を記入の上、2の印鑑登録証明書又は印鑑証明書に係る印鑑を押印し、一の受付期限までに岡山県総務部財産活用課に提出すること。

2 添付書類

次により発行日から三月以内の証明書を添付すること。

- (1) 個人の場合

印鑑登録証明書 一通

住民票の写し 一通

誓約書 一通

(2) 法人の場合

現在事項全部証明書 一通

印鑑証明書 一通

役員名簿 一通

誓約書 一通

3 原則として、先着順の売払いとなること。ただし、同日に複数の申込みがある場合は、抽選により申込順位を決定する。

4 電話、ファクシミリ又は電子メールでの申込みはできないこと。

5 現状での引渡しになるので、必ず物件の下見と現状の確認を行った上で申し込むこと。

五 申込資格の確認

1 申込資格を審査し、申込資格があると認めた者に対しては、県有財産買受申出受付確認書により、県有財産買受申出書の提出日から起算して十五日以内に通知する。

2 申込資格を審査し、申込資格がないと認めた者に対しては、県有財産買受申出不適合通知書により、県有財産買受申出書の提出日から起算して十五日以内に通知する。

3 申込資格の審査中に他の者からの申込みがあった場合は、申込順位が次順位以降の者に対して、速やかに当該申込順位等を記載した連絡票により通知し、申込順位が先順位の者が契約を締結した場合は、申込順位が次順位以降の者に対して、県有財産買受申出不受理通知書により通知する。

4 申込順位が先順位の者が申込資格がないと認められた場合又は県有財産買受申出受付確認書に記載された日までに契約を締結しなかった場合は、申込順位が次順位の者について申込資格を審査し、審査を開始した日から起算して十五日以内に県有財産買受申出受付確認書又は県有財産買受申出不適合通知書により通知する。

六 契約の締結

県有財産買受申出受付確認書を受理した者は、同確認書に記載された日までに契約を締結すること。なお、契約の締結の際、契約金額の十パーセント以上に相当する額

の契約保証金を納付すること。また、同確認書を受理した者が、契約を締結しない場合は、申込順位が次順位の者の申込資格を審査し、申込資格があると認めた場合は、その者と契約を締結する。

七 売買代金の納入

売買代金（契約金額から六の契約保証金の額を差し引いた金額をいう。以下同じ。）は、原則として契約の締結の日の翌日から起算して二十日以内に納入すること。なお、納入期限までに売買代金が完納されないときは契約を解除し、六の契約保証金は、県に帰属させる。

八 問い合わせ先

〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県総務部財産活用課（電話〇八六―二二六―七二三五）

〔四六九〕水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定により次のとおり公表する。

令和元年十一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称

旭川水系旭川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおりとする。

（「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部河川課、岡山県備前県民局建設部管理課、美作県民局建設部管理課及び同部真庭地域管理課に備え置いて縦覧に供する。）

一 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称

旭川水系宇甘川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおりとする。

（「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部河川課、岡山県備前県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。）

一 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称

旭川水系備中川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおりとする。

（「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部河川課、岡山県美作県民局建設部真庭地域管理課に備え置いて縦覧に供する。）

〔四七〇〕令和元年度砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。

令和元年十一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

受験番号

一

二

四

〔四七一〕 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三の規定により、水島港
港湾計画の一部を次のとおり変更した。

令和元年十一月二十九日

水島港 港湾管理者 岡 山 県
代表者 岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 変更事項

1 公共埠頭計画

玉島地区

水深七・五メートル 岸壁四バース 延長五百二十メートル
埠頭用地 十六ヘクタール（荷捌施設用地及び保管施設用地）
（変更前）埠頭用地 十六・〇ヘクタール（荷捌施設用地及び保管施設用地）
（変更後）埠頭用地 十六・三ヘクタール（荷捌施設用地及び保管施設用地）

2 土地利用計画

玉島地区

用 途	面 積（ヘクタール）
埠頭用地	百十四（百十四） （変更前）百十三・五（百十三・五） （変更後）百十三・八（百十三・八）
港湾関連用地	五十九（五十九） （変更前）五十八・九（五十八・九） （変更後）五十八・六（五十八・六）
工業用地	二百九十三（二百九十三）
都市機能用地	十八
交通機能用地	十八（十八）

緑地	五十四（五十四）
合計	五百五十六（五百三十八）

注（ ）は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特
に密接に関連する土地利用計画に係る数値で内数である。

3 効率的な運営を特に推進する区域（港湾運営会社によるもの）

玉島地区

- 水深七・五メートル 岸壁四バース 延長五百二十メートル
- 埠頭用地 十六ヘクタール（荷捌施設用地及び保管施設用地）
- （変更前）埠頭用地 十六・〇ヘクタール（荷捌施設用地及び保管施設用地）
- （変更後）埠頭用地 十六・三ヘクタール（荷捌施設用地及び保管施設用地）

二 変更後の港湾計画の縦覧場所

岡山県土木部港湾課（岡山市北区内山下二丁目四番六号）
岡山県備中県民局水島港湾事務所（倉敷市水島福崎町一番一二号）

〔四七二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年十一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三輪字高田二二七―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市中区東川原三四―五サンライズ二番館一〇三

西田 仁士

三 許可番号

岡山県指令建指第二五一号

◎岡山県選管告示第九十四号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、令和元年十一月十四日から適用する。

令和元年十一月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

表病院の項中

介護医療院わかば

真庭市下河内三一四―二

を

介護医療院わかば

真庭市下河内三一四―二

に改め、表老人ホ

介護医療院河本医院

真庭市下河内三一四―二

ホームの項中

カーサ・クラ・益野

岡山市東区松新町二〇六

を

カーサ・クラ・益野

岡山市東区松新町二〇六

に、

ケアハウスあかね

岡山市東区吉原二二二

倉敷市長楽荘

倉敷市玉島長尾二九五三

を

特別養護老人ホーム宮浦荘

岡山市南区宮浦二〇九―一

に、

倉敷市長楽荘	津山市立ときわ園	ケアハウスドリームガー デン倉敷
倉敷市玉島長尾二九五三	津山市井口一〇〇一	津山市立ときわ園
	を	に改める。

◎岡山県選管告示第九十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

令和元年十一月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

一以上の市町村等

の区域を単位とし

て設けられる支部

届出年月日

自由民主党岡山県津山市・苫田郡・勝田郡

本山紘司

松本英之

苫田郡鏡野町小座一四三八―一

○

令和元・一〇・三

第六支部

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

くりお典子後援会

村上典子

村上典子

笠岡市笠岡二〇六八

令和元・一〇・二四

桑田まさあき後援会

桑田昌哲

鎌田幸輝

〃 〃 五九四四―七

〃 〃 一〇・一五

佐々木源市後援会

佐々木源市

有元正弘

新見市哲多町蚊家七〇九―一

〃 〃 一〇・一八

◎岡山県選管告示第九十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつた。

令和元年十一月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項

新

旧

異動年月日

岸やすひろ後援会

武田治 代表者の氏名

武田治

後藤益男

令和元・七・二九

倉敷一経会

廣瀬成史 会計責任者の氏名

五島栄二

佐古一太

〃 〃 一〇・二九

佐古かずた後援会

石井啓二 代表者の氏名

石井啓二

赤木正典

〃 〃

佐々木源市後援会

佐々木源市 〃

佐々木源市

埴田武

平成二八・四・一

山陽商工業会

三好博巳 会計責任者の氏名

五島栄二

佐古一太

令和元・一〇・二九

政経一心会

佐古一太 〃

五島栄二

佐古一太

〃 〃

◎岡山県選管告示第九十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

令和元年十一月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

国民民主党岡山県第4総支部

津村啓介

平成三〇・一二・三一

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

佐々木源市後援会

佐々木源市

平成一九・五・一〇

◎岡山県選管告示第九十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。

令和元年十一月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
桑田昌哲	笠岡市議会議員	桑田まさあき後援会	笠岡市笠岡五九四四―七	令和元・九・一

◎岡山県公安委員会規則第八号

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十一月二十九日

岡山県公安委員会

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岡山県道路交通法施行細則（昭和三十五年岡山県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項第五号イ(3)中「車いす移動車」を「車椅子移動車」に改める。

第十三条第一項第八号中「第四百条の四第五項」の下に「（法第百五条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項ただし書を削り、同項第一号中「前項第三号」の下に「又は第四号」を加える。

第二十一条中「第二十九条第三項」を「第二十一条第三項、第二十九条第三項」に改め、「第三十条の十第二項」の下に「、第三十条の十三第二項」を加え、「法第九十四条第二項の規定により免許証の再交付を申請する場合及び」を削り、「第四百条の四第五項」の下に「（法第百五条第二項において準用する場合を含む。）」を、「行う場合」の下に「又は施行規則第三十条の十三第一項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請を代理人が行う場合」を加える。

附 則

この規則は、令和元年十二月一日から施行する。